

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月10日
【会社名】	株式会社アドバンスト・メディア
【英訳名】	Advanced Media, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【電話番号】	03 - 5958 - 1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 立松 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【電話番号】	03 - 5958 - 1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 立松 克己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,505,000,000円 第3回新株予約権 42,840,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,528,440,000円
	（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,505,000,000円
各社債の金額（円）	金35,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金1,505,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	本社債（本新株予約権付社債の社債部分をいう。）には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年5月27日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>本社債は、平成31年5月27日（以下、「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。一部を償還する場合は、抽選その他の合理的な方法による。</p> <p>平成25年5月27日から平成26年5月26日までの期間：101.5％ 平成26年5月27日から平成27年5月26日までの期間：103.0％ 平成27年5月27日から平成28年5月26日までの期間：104.5％ 平成28年5月27日から平成29年5月26日までの期間：106.0％ 平成29年5月27日から平成30年5月26日までの期間：107.5％ 平成30年5月27日から平成31年5月26日までの期間：109.0％</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編行為」という。）、その選択により、当該組織再編行為効力発生日（当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日（当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。）に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に本欄2(1)に記載の割合に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月27日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還元金の支払場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部</p>

募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期日	平成25年5月27日（月）
申込取扱場所	株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
払込期日	平成25年5月27日（月）
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1．社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者（本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。）に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

3．本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5．取得格付

格付は取得していない。

6．本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）」において「本新株予約権」という。）の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行役員である株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」という。）との間で、本有価証券届出書の効力の発生を以て有効となる、本新株予約権付社債及び第3回新株予約権に関する投資契約書（以下、「本投資契約」という。）を締結し、以下のとおり合意する。

- (1) 当社は、平成26年3月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権21個（元本総額735百万円、新株予約権の目的となる株式6,282株。）を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、()割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()上記(1)に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づき第3回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び()ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう。以下、同じ。）又は重要情報取得通知（ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。）に記載された情報を保有している期間（かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。）は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。

7．繰上償還に関するその他の合意事項

当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づいて第3回新株予約権を取得する場合又は以下のいずれかの事象が発生した日以降いつでも、ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(1)の規定に準じて繰上償還するよう請求することができる。

- (1) 当社普通株式の上場廃止又はその決定
- (2) 本投資契約の当社による重大な違反があった場合
- (3) 本投資契約の当社による軽微な違反について、ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合
- (4) 公開買付に関する、ウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の賛同意見表明

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株制度を採用していない。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の総数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、1株につき117,000円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,505,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3記載の転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年5月27日から平成31年5月26日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年5月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計43個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下、本（注）において「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」という。）の評価報告書の新株予約権に関する評価結果（「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照）及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	90個(新株予約権1個の行使につき交付される株式は280株)
発行価額の総額	42,840,000円
発行価格	新株予約権1個につき476,000円(新株予約権の目的となる株式1株当たり1,700円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成25年5月27日(月)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
払込期日	平成25年5月27日(月)
割当日	平成25年5月27日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 小石川支店

(注) 1. 第3回新株予約権(以下、本「2 新規発行新株予約権(第3回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)は、平成25年5月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株制度を採用していない。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、25,200株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、280株とする。)</p> <p>ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、178,000円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金4,528,440,000円</p> <p>新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年5月27日から平成31年5月26日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 小石川支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,033,440,000	30,000,000	6,003,440,000

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額1,505,000,000円に第3回新株予約権の発行価額の総額42,840,000円及び行使に際して払い込むべき金額4,485,600,000円の合計額4,528,440,000円を合算した金額であります。なお、第3回新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第3回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、第3回新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用6,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用6,000,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関調査費用2,000,000円、有価証券届出書作成費用800,000円、変更登記費用14,000,000円等から約30,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
音声認識精度向上のための研究開発投資	300	平成25年6月～平成29年5月
多様なアプリケーション開発を可能にするための周辺技術への開発投資	250	平成25年6月～平成29年5月
国内・海外での事業展開を加速させるための協業先の発掘及びM&A	5,103	平成25年6月～平成29年5月
多言語での音声認識を実現するための研究開発投資	350	平成25年6月～平成29年5月

(注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の中期経営計画及び海外における事業展開構想を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。その優先順位は、の研究開発投資を最優先に行っていくながら、並行しての新機軸サービス事業を早期に実現できる協業先及びアジアを中心とした事業展開を加速できる協業先へのM&Aを模索してまいります。しかし、今後、当社が事業計画を変更した場合あるいは当社の事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて優先順位や使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、当社が企図している他社との事業連携協議や研究開発活動が順調に進捗した場合を前提としており、今後の進捗状況に応じて変更される可能性があります。

- 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で管理する予定です。
- 第3回新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、第3回新株予約権の行使による資金の調達時期及び調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、第3回新株予約権の行使による資金の調達時期及び調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の資金調達時期及び差引手取額に応じて、各事業への支出時期及び充当金額を適宜変更する場合があります。また、第3回新株予約権の行使が進まず、第3回新株予約権による資金調達が困難になった場合は、目標収益獲得のための蓋然性を最優先に考慮し、協業先へのM&Aの計画・手法の見直しをするとともに、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

<資金使途の合理性に関する考え方>

当社は、多機能型携帯端末の急速な普及や大手企業の音声認識技術を採用したアプリケーションサービスの提供など、音声認識技術の精度向上に資する環境が整いつつある現状や、音声認識技術を実用的に活用しようとする企業の増大など、昨今の事業環境の大きな変化を、当社における極めて重要なビジネスチャンスととらえております。

そのような中、スマートフォンと呼ばれる多機能型携帯端末やタブレット型の電子デバイスの急速な普及と、対話型エージェントに代表されるような音声入力のコモディティ化は当社の予測を上回る速度で一般社会に浸透し始めております。また、これら端末・デバイスのさまざまなメーカーやサービス事業者が、音声入力を重要なインターフェイスと位置付け、音声認識技術を各種製品、サービスに採用する動きが活発化しております。

一方で、音声認識技術に対しては、いかなる状況下においても、話者を満足させる高い認識精度の実現が求められています。その高度な技術を基礎とし、第2次中期経営計画で計画している音声認識技術を単なる入力インターフェイスととらえるのではなく、音声のデータ化のためのチャンネルと位置付け「溢れる声をデータにするサービス事業（VDS）」及

び「声が価値を生み出すサービス事業(VAS)」という新しいビジネスモデルによる高付加価値の情報活用サービス事業のビジネス化に取り組んでおります。「VDS」においては、音声をデータ化することをITの力で実現し、ユーザー利便性を提供するサービスを企画しております。「VAS」においては、音声をデータ化しそのデータを二次利用したり、他の技術(例えば対話技術等)と融合することで、機械に人力を代替させるようなサービスを企画しております。

それら新たな試みを、国境を越えたボーダーレスなサービスビジネスとして展開することが、今後当社の企業価値の最大化には最も重要であると認識しております。特に、今後ますます世界経済の拡大発展をリードしていくアジア市場においては、まだ音声認識技術を利用する文化が成熟しておらず、当社の音声認識技術を各企業が優先的に活用するようなデファクトスタンダード化のために、中国語、韓国語、タイ語などアジアの主要な言語に対応した音声認識技術の精度向上及び周辺技術開発へ投資の拡大が必要です。このためには、各言語別の大量なデータ収集や先進的かつ希少な技術への投資が必要となります。

さらにアジア市場での当社ビジネスの基盤を一刻も早く確立するための技術及び事業パートナーの開拓に関しましては、中国や韓国などにおいて協業先の調査を始め、資本投資を利用した手法による資本業務提携や企業買収などを積極的に検討しております。対象としましては当社が国内において事業展開しています、コールセンター、医療、議事録、モバイルなどの分野ですでに実績をあげている企業との事業連携や、音声合成、自然対話など当社技術と関連性の強い技術開発に取り組んでいる企業との開発連携などを視野に入れております。

以上のように急速に変化する音声認識技術を活用したビジネス市場の中で、当社企業価値の最大化を実現すべく、研究開発及び事業パートナーの開拓に関する資金を必要とするため、このたびの資金調達を行うことを決定致しました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	3,500,000,000円
組成目的	日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	1．日本メナード化粧品株式会社 28.6% 2．光世証券株式会社 14.3% 上記以外に10%以上の出資者はありません。 3．株式会社ウィズ・パートナーズ（本組合の無限責任組合員です。） 8.6%
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 代表者の役職・氏名：代表取締役社長CEO 安東 俊夫 資本金：1億円 事業内容：1．国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2．投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3．経営全般に関するコンサルティング 4．第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1．74.5% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2．25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、第2次中期経営計画で掲げている新しいビジネスモデルによる高付加価値サービス事業の提供と、アジア市場への展開を当社とともに事業を推進していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから当社に対して直接コンタクトがあり、当社の現状と今後の成長戦略のディスカッションを重ねた結果、ウィズ・パートナーズが保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

今回の割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、ウィズ・パートナーズが創設したファンドであり、ファンド自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上（バリュー・アップ）を図ることです。そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野への投資実績を残してきております。また、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第2590号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援」することであり、当社の事業である音声認識技術は今後高い成長・発展が見込まれている点及び当社の第2次中期経営計画の施策のひとつであるアジア展開等がこの組成目的に合致し、また、ウィズ・パートナーズの投資・育成の投資実績から保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

ウィズ・パートナーズには、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社から2名の取締役の派遣を受け、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用したアライアンス、当社とシナジー効果のある技術やサービス事業の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。また、本第三者割当てから4年間において、当社が組織再編行為、解散、当社株式に対する公開買付に関する賛同意見の表明等を行うには、ウィズ・パートナーズの承認を要することとされております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合 38,063株
(第1回新株予約権付社債に付された新株予約権：12,863株
第3回新株予約権：25,200株)

e 株式等の保有方針

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的に組成されております。今回の投資資金については、当社の第2次中期経営計画で掲げている新しいビジネスモデルによる高付加価値サービス事業の提供と、アジア市場への展開に充当する予定です。さらに同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して当社とシナジー効果のある技術やサービス事業を展開している企業との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であり、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、かつ役員等の派遣も予定しております。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しており、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、取締役2名を当社に派遣することから、当社の企業価値向上に資する施策の立案・推進を中長期に渡って実行されるものと当社は考えております。さらに、割当予定先からは、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨意思表示を受けております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。そのような場合は当社と事前に協議をする旨を確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は平成25年5月9日現在で預金残高が18.8億円ある旨の報告を受け、これを確認しております。また、割当予定先の各組合員からのキャピタル・コールによる出資金残額又は割当予定先の組合契約で許される「金融機関等からの借入れ又は無限責任組合員による立替金」のいずれかの方法による資金を用いて、第3回新株予約権の行使をする予定と聞いております。そこで、当社は割当予定先の業務執行組合員の預金残高を確認するとともに、割当予定先は本年12月末まで組合員の募集を続けておりその募集活動の状況から、第3回新株予約権の行使に必要な金額は確保できると判断しております。

以上により、第1回新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第3回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先その他の主たる出資者についても、株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債の転換価額（以下、「転換価額」といいます。）及び第3回新株予約権の行使価額（以下、「行使価額」といいます。）につきましては、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年5月9日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である116,858円（直前営業日終値との乖離率 34.7%）を基準株価として、以下のとおりといたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	117,000円（基準株価の百円単位を切り上げた金額）
第3回新株予約権	178,000円（基準株価に1.52を乗じ百円単位を切り上げた金額）

当社普通株式の本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日まで過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、一定期間の平均値を採用する場合も、なるべく本第三者割当と時間的に近接した期間とすべきと判断したためであります。

当社は、第1回新株予約権付社債の発行条件及び第3回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるブルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価（取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権ともに6年間）、無リスク利率（0.279%）、株価変動性（85.26%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（（イ）第1回新株予約権付社債について、（ ）当社は、当社普通株式の終値が転換価額の250%を1度でも超えた場合、その時点で残存する第1回新株予約権付社債を全て繰上げ償還すること、平成26年3月15日以降、残存する第1回新株予約権付社債に付された新株予約権を最大で21個割当予定先に対し行使指示するものとする。こと。（ ）割当予定先は、当社株価終値が転換価額の125%よりも高い場合、随時転換を行い取得した株式を売却するものとし、売却する株式数は、1日当たり平均売買出来高の約2%を目安とすること。また、割当日から2年後以降は、当社株価終値が転換価額の10%以下に1度でもなった場合には、第1回新株予約権付社債の繰上げ償還を請求すること。（ロ）第3回新株予約権については、（ ）当社は、割当日以降当社株式の終値が、行使価額の250%以上となった場合には、その時点で残存する第3回新株予約権を全て取得すること。（ ）割当予定先は、当社普通株式の終値が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、売却をすること。但し、1度の行使では、第3回新株予約権を1個ずつ行使し、行使して得た当社株式を全て売却するまで次の行使は行わないこと。また、当社株式の売却については、1日当たり平均売買出来高の約5%を目処に日々売却すること。）、その他発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり99円70銭）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第1回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第3回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を476,000円（1株当たり1,700円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

当社は第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行価額等を含む発行条件の適法性について、ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(以下、「ペーカー&マッケンジー」という。)に対し、採用した価格算定モデルの妥当性及び前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書及びブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、本投資契約の締結並びに本有価証券の割当日における第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行が日本国の法令に抵触しないか否かを検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(内2名が会社法上の社外監査役)からは、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの算定結果及びペーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないことと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーは当社及び本割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズと顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行条件及び本投資契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ・ペーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実や価格算定モデルの選択が合理的または妥当であるか否かを分析し、有価証券届出書やブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ、本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、以下の理由により、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で12,863株であります。また、第1回新株予約権付社債については、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に所定の割合を乗じた金額で繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第3回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で25,200株であります。第3回新株予約権については、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ12,863株、25,200株、合計38,063株となっており、これは平成25年5月10日現在の発行済株式総数152,602株(総議決権数152,602個)に対して、合計29.94%(議決権比率24.94%)の希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化しつつ、調達する資金の具体的な使途に記載のとおり、研究開発投資及び国内外での事業連携を目的とする音声認識技術という新規技術を核にビジネス創造に取り組む協業先を発掘し投資することは、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

<当該資金の調達方法と選択理由>

当社は、当社のビジネス成長のための資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用することが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもあり、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることになります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、協業先の発掘の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

本件において調達する資金を間接金融等によって調達することも検討いたしましたが、調達の規模及び費用の負担、業容拡大による将来的な運転資金増加の可能性、並びに当社の財務健全性等を勘案し、資本性の資金で対応すべきと考えております。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

- ・転換価額及び行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の当社株価の平均を基準に決定されており、その後の修正は行われたい仕組みとなっております。
- ・転換価額については、上記基準株価の百円単位を切り上げた金額、また行使価額は、上記基準株価に1.52を乗じ百円単位を切り上げた金額としております。
- ・本件の資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合のように普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- ・転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行することが可能なため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・当社と割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズは、投資契約書の中で、当社事業を支援しその経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上（バリュー・アップ）を図ることを主とするものであることを確認しており、中長期の保有方針を確認しております。

資本政策の柔軟性

今回発行する第1回新株予約権付社債については、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に所定の割合を乗じた金額で繰上償還することが可能となっております。また、第3回新株予約権についても、当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっております。これらによって、当社が事業計画を変更した場合あるいは当社の事業環境に変化があった際には、柔軟な資本政策を確保できると考えております。

段階的・追加的な資金調達

本件は、新株予約権付社債の発行により無利息による資金調達を行うとともに、当社の協業先の発掘進捗及び資金需要に応じて新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができるものであります。

<その他配慮した点及びその対策>

(1) 第1回新株予約権付社債

第1回新株予約権付社債については、その特性上、当初には社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、社債権者が新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。

また、第1回新株予約権付社債には、平成27年5月27日以降社債権者は当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができるというプット・オプションが付されております。

ただし、当社は、平成26年3月15日以降、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、本(1)において「本新株予約権」といいます。）の行使期間の最終営業日までの期間、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権21個（元本総額735百万円、新株予約権の目的となる株式6,282株。）を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせることを割当予定先の業務執行役員であるウィズ・パートナーズとの間で合意しており、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

(2) 第3回新株予約権

第3回新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては新株予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減のため、新株予約権による資金調達を選択する上でやむを得ないものと考えております。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ12,863株、25,200株、合計38,063株となっており、これは平成25年5月10日現在の発行済株式総数152,602株（総議決権数152,602個）に対して、合計24.94%（議決権比率24.94%）の希薄化が生じます。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、ベーカー&マッケンジーより、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの算定結果及びベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。（本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当による潜在株数はそれぞれ12,863株、25,200株、合計38,063株であり、平成25年5月10日現在の発行済株式総数152,602株（総議決権数152,602個）に対して、合計24.94%（議決権比率24.94%）となりますので大規模な第三者割当に該当するものではありません。）

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ウィズ・アジア・エボ リューション・ファンド 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5番 1号	-	-	38,063	19.96%
鈴木 清幸	千葉県浦安市	11,100	7.27%	11,100	5.82%
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2丁目9号	9,250	6.06%	9,250	4.85%
今西 信幸	東京都武蔵野市	2,300	1.51%	2,300	1.21%
東邦ホールディングス株 式会社	東京都世田谷区代沢5丁目 2番1号	1,620	1.06%	1,620	0.85%
富士通セミコンダクター 株式会社	神奈川県横浜市港北区新横 浜2丁目10番23号	1,500	0.98%	1,500	0.79%

サン・クロレラ販売株式会社	京都府京都市下京区烏丸通 五条下る大坂町369番地	1,450	0.95%	1,450	0.76%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	1,344	0.88%	1,344	0.70%
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	広島県広島市中区立町2番 30号	1,145	0.75%	1,145	0.60%
旭産業有限会社	東京都中央区築地4丁目4 番14号	1,100	0.72%	1,100	0.58%
計	-	30,809	20.19%	68,872	36.12%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成25年3月31日現在の株主名簿上の株式数に基づき作成しております。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権が全て転換及び行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第3四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年5月10日）までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

1．株主総会の議決権行使結果に関する臨時報告書

(1) 提出日

平成24年7月2日

(2) 提出理由

平成24年6月27日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、鈴木清幸氏、藤田泰彦氏、立松克己氏、堤満氏、森信介氏を選任する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決される為の要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案				（注）	
鈴木 清幸	48,791	1,314	0		可決（93.98％）
藤田 泰彦	48,794	1,311	0		可決（93.99％）
立松 克己	48,758	1,347	0		可決（93.92％）
堤 満	48,816	1,289	0		可決（94.03％）
森 信介	48,724	1,381	0		可決（93.86％）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会の前日までの事前行使分及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2. 経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生に関する臨時報告書

(1) 提出日

平成24年8月23日

(2) 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

当該事象の発生日

平成24年8月17日

当該事象の内容

当社が保有するMModal, Inc. (米国、NASDAQ上場)の株式について、One Equity Partners V, L.P (英領ケイマン諸島)の支配下にあるLegend Acquisition Sub, Inc (米国)及びLegend Parent, Inc (米国)が実施した公開買付への応募により、MModal, Inc.の株式1,204,800株を売却しました。

当該事項の損益及び連結損益に与える影響額

平成25年3月期第2四半期の個別及び連結決算において、投資有価証券売却益約640,000千円を特別利益に計上する見込みです。

3. 最近の業績の概要

第16期連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の業績の概要

平成25年5月10日に公表した第16期連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,026,076	2,267,953
受取手形及び売掛金	371,323	569,185
有価証券	-	85,611
商品及び製品	4,848	4,712
仕掛品	371	5,669
原材料及び貯蔵品	469	13,081
未収入金	387,120	129,267
その他	52,101	99,530
貸倒引当金	3,482	3,110
流動資産合計	1,838,828	3,171,900
固定資産		
有形固定資産		
建物	67,979	67,979
減価償却累計額	35,171	35,171
減損損失累計額	32,807	32,807
建物（純額）	-	-
その他	96,006	98,280
減価償却累計額	80,621	82,290
減損損失累計額	11,992	15,290
その他（純額）	3,391	699
有形固定資産合計	3,391	699
無形固定資産		
ソフトウェア	12,619	7,838
ソフトウェア仮勘定	-	590
無形固定資産合計	12,619	8,428
投資その他の資産		
投資有価証券	1,921,558	1,030,603
敷金及び保証金	74,042	74,174
長期前払費用	206,861	495,371
長期未収入金	293,703	206,820
その他	465	155
貸倒引当金	1,363	959
投資その他の資産合計	2,495,267	1,806,164
固定資産合計	2,511,278	1,815,292
資産合計	4,350,106	4,987,192

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	69,905	70,108
未払金	35,664	17,737
リース債務	1,381	305
未払法人税等	19,881	66,338
前受金	66,014	65,858
繰延税金負債	-	5,685
その他	30,674	48,821
流動負債合計	223,523	274,854
固定負債		
リース債務	178	71
繰延税金負債	144,360	58,118
資産除去債務	6,897	7,022
固定負債合計	151,436	65,211
負債合計	374,960	340,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,585,097	4,585,097
資本剰余金	3,577,231	3,577,231
利益剰余金	4,444,627	3,607,655
株主資本合計	3,717,701	4,554,673
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	260,691	89,089
為替換算調整勘定	5,296	1,312
その他の包括利益累計額合計	255,394	90,402
新株予約権	2,050	2,050
純資産合計	3,975,146	4,647,126
負債純資産合計	4,350,106	4,987,192

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	1,239,006	1,573,286
売上原価	468,780	552,544
売上総利益	770,226	1,020,741
販売費及び一般管理費	1 2 1,060,276	1 2 1,035,120
営業損失()	290,049	14,378
営業外収益		
受取利息	4,202	4,280
有価証券利息	10,117	19,675
為替差益	9,099	216,106
投資有価証券売却益	-	71,231
持分法による投資利益	22,233	-
関係会社株式売却に伴う精算分配金	-	54,171
雑収入	383	1,596
営業外収益合計	46,035	367,062
営業外費用		
支払利息	267	58
持分法による投資損失	-	97,368
貸倒引当金繰入額	3,145	1,585
デリバティブ評価損	3,354	-
雑損失	15	1,094
営業外費用合計	6,782	96,935
経常利益又は経常損失()	250,796	255,747
特別利益		
関係会社株式売却益	2,008,502	-
投資有価証券売却益	-	663,214
訴訟和解益	21,990	-
持分変動利益	2,848	-
特別利益合計	2,033,340	663,214
特別損失		
固定資産除却損	3 68	-
投資有価証券売却損	84,068	-
減損損失	4 48,436	4 3,409
その他	7,442	-
特別損失合計	140,015	3,409
税金等調整前当期純利益	1,642,527	915,552
法人税、住民税及び事業税	4,312	64,111
法人税等調整額	8,060	14,469
法人税等合計	3,748	78,580
少数株主損益調整前当期純利益	1,646,276	836,971
当期純利益	1,646,276	836,971

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,646,276	836,971
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	260,691	171,601
為替換算調整勘定	1,272	6,609
持分法適用会社に対する持分相当額	81,574	-
その他の包括利益合計	340,992	164,992
包括利益	1,987,269	671,979
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,987,269	671,979
少数株主に係る包括利益	-	-

[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,585,097	4,585,097
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,585,097	4,585,097
資本剰余金		
当期首残高	3,577,231	3,577,231
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,577,231	3,577,231
利益剰余金		
当期首残高	6,078,271	4,444,627
当期変動額		
当期純利益	1,646,276	836,971
持分法の適用範囲の変動	12,631	-
当期変動額合計	1,633,644	836,971
当期末残高	4,444,627	3,607,655
株主資本合計		
当期首残高	2,084,057	3,717,701
当期変動額		
当期純利益	1,646,276	836,971
持分法の適用範囲の変動	12,631	-
当期変動額合計	1,633,644	836,971
当期末残高	3,717,701	4,554,673
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	25	260,691
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	260,716	171,601
当期変動額合計	260,716	171,601
当期末残高	260,691	89,089
為替換算調整勘定		
当期首残高	85,572	5,296
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	80,275	6,609
当期変動額合計	80,275	6,609
当期末残高	5,296	1,312
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	85,598	255,394
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	340,992	164,992
当期変動額合計	340,992	164,992
当期末残高	255,394	90,402

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	2,050	2,050
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,050	2,050
純資産合計		
当期首残高	2,000,509	3,975,146
当期変動額		
当期純利益	1,646,276	836,971
持分法の適用範囲の変動	12,631	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	340,992	164,992
当期変動額合計	1,974,637	671,979
当期末残高	3,975,146	4,647,126

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,642,527	915,552
減価償却費	55,059	14,435
減損損失	48,436	3,409
貸倒引当金の増減額(は減少)	194,933	775
受取利息及び受取配当金	14,319	23,956
支払利息	267	58
為替差損益(は益)	6,900	241,617
持分法による投資損益(は益)	22,233	97,368
持分変動損益(は益)	2,848	-
持分法適用会社からの配当金の受取額	122,450	-
関係会社株式売却に伴う精算分配金	-	54,171
固定資産除却損	68	-
投資有価証券売却損益(は益)	84,068	734,446
関係会社株式売却損益(は益)	2,008,502	-
デリバティブ評価損益(は益)	3,354	-
訴訟和解益	21,990	-
売上債権の増減額(は増加)	264,189	197,862
たな卸資産の増減額(は増加)	26,295	17,773
前払費用の増減額(は増加)	30,708	3,037
長期前払費用の増減額(は増加)	206,861	339,543
破産更生債権等の増減額(は増加)	195,150	-
その他	31,439	12,343
小計	98,868	588,627
利息及び配当金の受取額	12,864	35,375
利息の支払額	267	97
和解金の支払額	1,000	-
法人税等の支払額	4,453	5,598
法人税等の還付額	3,217	2,612
その他	-	54,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,507	502,163

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,200,000	1,396,600
定期預金の払戻による収入	1,200,000	600,000
関係会社株式の取得による支出	100,000	-
関係会社株式の売却による収入	823,482	370,837
有形固定資産の取得による支出	2,930	2,675
無形固定資産の取得による支出	700	7,080
投資有価証券の取得による支出	749,056	608,864
投資有価証券の売却による収入	15,931	1,773,066
敷金及び保証金の差入による支出	638	5
敷金及び保証金の回収による収入	497	0
貸付けによる支出	2,223	-
貸付金の回収による収入	920	1,200
その他	28,720	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,438	729,846
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	5,626	1,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,626	1,493
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,010	75,788
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	151,582	301,977
現金及び現金同等物の期首残高	577,658	426,076
現金及び現金同等物の期末残高	1 426,076	1 728,053

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名 AMIVOICE THAI CO.,LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 - 社

(2) 前連結会計年度において持分法適用会社でありました(株)サイバークラーク研究所は清算したため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

については、組合規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

(イ) 商品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

その他（工具、器具及び備品） 2～5年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3～5年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	97,368千円	-千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
従業員給与手当	378,955千円	380,839千円
支払手数料	98,409	99,339
研究開発費	190,156	189,567

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	190,156千円	189,567千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	68千円	-千円

4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

場所	主な用途	種類
本社 (東京都豊島区)	本社設備等	建物、ソフトウェア、その他

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、会社単位でグルーピングを行っております。

当該資産については、当初想定していた利益を見込めなくなったことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は本社48,436千円(建物32,807千円、工具、器具及び備品11,992千円、ソフトウェア3,635千円)であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを31.8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

場所	用途	種類
AMIVOICE THAI CO.,LTD. (Bangkok Thailand)	子会社設備	器具備品

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、会社単位でグルーピングを行っております。

当該資産については、当初想定していた利益を見込めなくなったことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は子会社3,409千円(器具及び備品3,409千円)であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値はゼロと算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	405,051千円	468,234千円
組替調整額	-	734,862
税効果調整前	405,051	266,627
税効果額	144,360	95,026
その他有価証券評価差額金	260,691	171,601
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,272	6,609
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,272	6,609
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,272	6,609
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	364	-
組替調整額	81,938	-
持分法適用会社に対する持分相当額	81,574	-
その他の包括利益合計	340,992	164,992

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	152,602	-	-	152,602
合計	152,602	-	-	152,602

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権 （第三者割当て）	普通株式	5,000	-	-	5,000	2,050
	合計	-	5,000	-	-	5,000	2,050

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	152,602	-	-	152,602
合計	152,602	-	-	152,602

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権 （第三者割当て）	普通株式	5,000	-	-	5,000	2,050
	合計	-	5,000	-	-	5,000	2,050

（注）当連結会計年度の有価証券報告書の提出と同時に、行使条件である連結損益計算書における営業利益の計上を満たすことができなくなります。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金勘定	1,026,076千円	2,267,953千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	600,000	1,539,900
現金及び現金同等物	426,076	728,053

(セグメント情報等)

セグメント情報

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当社グループは、音声事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[次へ](#)

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当連結会計年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1株当たり純資産額 26,035円68銭	1株当たり純資産額 30,439円16銭
1株当たり当期純利益金額 10,788円04銭	1株当たり当期純利益金額 5,484円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （平成24年3月31日）	当連結会計年度 （平成25年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	3,975,146	4,647,126
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	2,050	2,050
（うち新株予約権）	(2,050)	(2,050)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	3,973,096	4,645,076
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	152,602	152,602

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当連結会計年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	1,646,276	836,971
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,646,276	836,971
普通株式の期中平均株式数（株）	152,602	152,602
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議755個） 第2回新株予約権（第三者割当て）（平成22年8月13日取締役会決議 5,000個）であります。	

（重要な後発事象）

（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集）

当社グループは、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集を行うことを決議しました

概要は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集

（1）払込期日	平成25年5月27日
（2）新株予約権の総数	43個
（3）社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は35,000,000円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
（4）当該発行による潜在株式数	12,863株
（5）資金調達額	1,505,000,000円
（6）行使価額	117,000円
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
（8）資金使途	将来の研究開発資金及びM & A資金

第3回新株予約権の募集

（1）割当日	平成25年5月27日
（2）新株予約権の総数	90個
（3）発行価額	42,840,000円（新株予約権1個につき476,000円）
（4）当該発行による潜在株式数	25,200株（新株予約権1個につき280株）
（5）資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,528,440,000円
（6）行使価額	178,000円
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
（8）資金使途	将来の研究開発資金及びM & A資金

詳細については本日公表いたしました「第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年10月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社アドバンスト・メディア
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンスト・メディアの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アドバンスト・メディアが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディアの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。